

5. 2 建築・設備関連法令

P743 5. 2. 5 バリアフリー法

《高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律》

- P745
- ・ 特定建築物(共同住宅)については、建築物移動等円滑化基準(施行令第10条)に適合させる努力義務
 - ・ 傾斜路(1/12以下) 出入口(幅80cm以上) 廊下(幅120cm以上)

P748 5. 2. 6 水道法

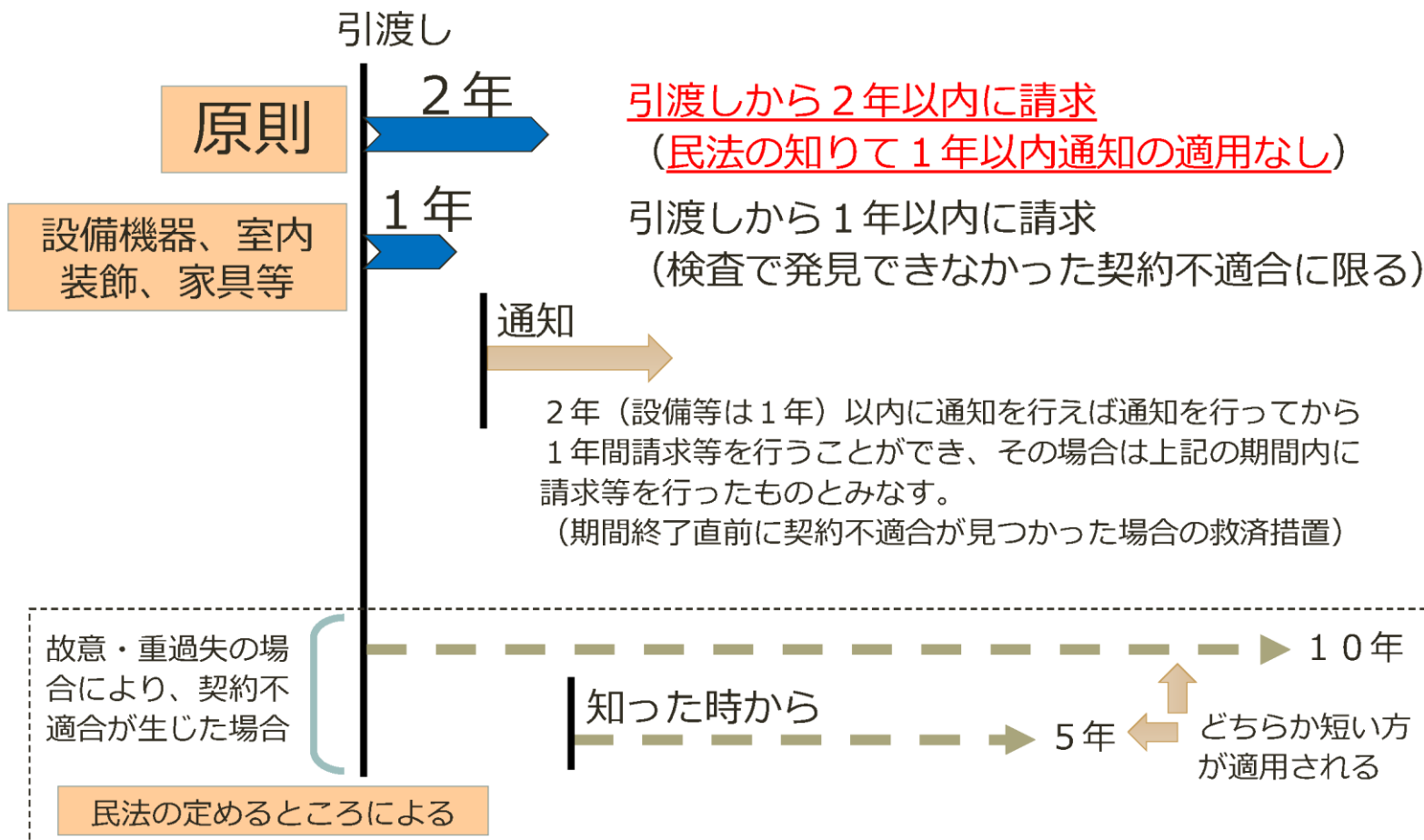
- ・ 上水道につき行政側及び水道事業者に関して定めた法律
- ・ 共同住宅で大規模なものは専用水道、通常規模は簡易水道に区分される。

P757 5. 2. 7 浄化槽法

- ・ 浄化槽の設置から清掃に関して定めた法律
- ・ 浄化槽工業業者の登録制度、浄化槽清掃業の許可制度

補2 民法の改正・契約約款の改正 2/3

各種約款での契約不適合責任の期間



注) ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める部分(新築住宅の基本構造部分等)の契約不適合は、引渡しから10年の責任(強行規定)